

結婚を機に千葉市内の高経年住宅団地へ転居する若い世帯を応援します！
～結婚新生活支援事業を、住宅団地の活性化策として推進します～

千葉市では、独自の住宅団地の活性化策として、「結婚新生活支援事業」を推進しています。このたび、この事業の要件について、これまで「市外からの転居」に限っていたものを、「市内からの転居」も加え、対象世帯を拡充しましたので、お知らせします。

1 趣旨

高経年住宅団地では、高齢化の進展や空き家の増加などにより団地の活性化が課題となっています。一方で、団地は計画的にまちづくりが行われているため学校や公園など子育てに適した環境を兼ね備えています。

そこで、平成30年度から実施してきた「結婚新生活支援事業」の要件を、令和3年度より、「市内への転入」から「指定の団地(※)への転入」に変更し、当該事業を若年世帯の流入促進による団地活性化策として推進しているところですが、令和4年度より、「市内からの転居」も認める対象世帯の拡充を行います。

また、内閣府の制度変更に伴う助成の対象の拡充も併せて行います。

※指定の団地：居住誘導区域内で建設から概ね40年が経過した24団地

2 制度概要（新旧対照表）

	令和3年度	令和4年度（拡充後）
補助要件 ※全て満たすことが必要	ア 婚姻時に夫婦双方の年齢が39歳以下 イ 令和2年分の夫婦の合計所得が400万円未満 ウ 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦 エ 夫婦の双方またはいずれかが、結婚を機に千葉市外から指定の団地へ転入し、2年以上継続して居住する意思のある方	ア（変更なし） イ 令和3年分の夫婦の合計所得が400万円未満 ウ 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦 エ 夫婦の双方またはいずれかが、結婚を機に指定の団地以外から指定の団地へ転居し、2年以上継続して居住する意思のある方
対象となる内容	ア 住居費 住宅の購入費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 イ 引越費用 引越業者または運送業者へ支払った費用	ア～イ（変更なし） ウ <u>リフォーム費用</u> <u>修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用</u>
補助額	住居費、引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯あたり30万円を上限	住居費、引越費用、 <u>リフォーム費用</u> を合わせた額を対象とし、1世帯あたり30万円を上限

※下線部分が変更箇所

※借入金利を一定期間引き下げる住宅金融支援機構【フラット 35】地域連携型を利用できる場合があります。

3 申請方法

「千葉市結婚新生活支援事業補助金交付申請書」に必要書類を添えて、住宅政策課へ郵送または持参により提出。

＜提出先＞〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 中央コミュニティセンター3階
千葉市都市局建築部 住宅政策課

4 申請開始日

令和4年6月1日（水）から

※受付予定件数 30件

5 その他

本事業は市ホームページにも掲載しています。

- ・令和4年度結婚新生活支援事業のご案内

【URL】<https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/kekkonshinseikatsu.html>

- ・補助対象団地（指定の団地）の紹介

【URL】https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/danti_toppage.html

6 添付資料

- （1）制度周知用チラシ「千葉市では、新婚・子育て世帯の転居を応援します！」
- （2）結婚新生活支援事業対象団地一覧表
- （3）結婚新生活支援事業対象団地概要MAP